

～白色申告をされている農業経営者の皆様へ～

青色申告を始めましょう！

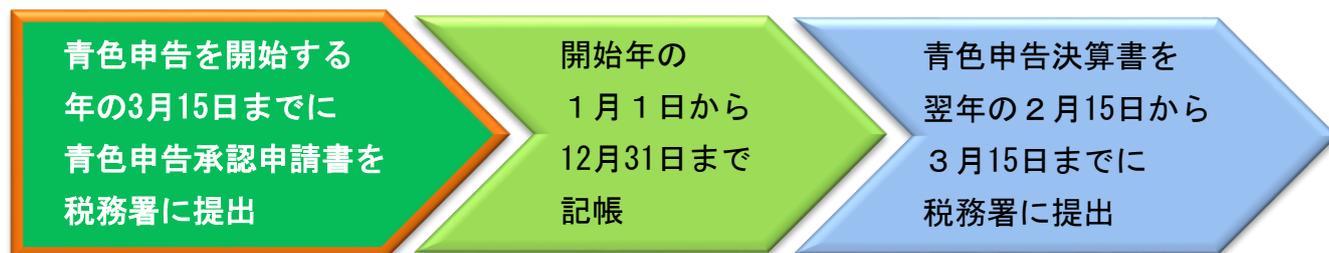
簿記記帳に基づく、青色申告は、自分の経営を客観的に把握するための重要な方法です。税制上のメリットもありますので、取組をご検討ください。

国では、今までの農業共済やナラシ対策とは異なる、新たな「収入保険制度」の創設を検討中(平成28年12月現在)です。この「収入保険制度」では、「青色申告」が加入の条件になると見込まれます。

□青色申告の手続き

平成30年の確定申告の際に、新たに青色申告を行おうとする場合、**個人の場合は、平成29年3月15日までに、法人の場合は、事業年度開始の日の前日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する**必要があります。

※ なお、この申請を行っても、後日、「青色申告の取りやめ届出書」を提出して、青色申告を取りやめることもできます。



□青色申告の主なメリット

○ 青色申告特別控除

「正規の簿記」（一般的には複式簿記）の場合は、所得から最高65万円を、「簡易な方式」（単式簿記）の場合は最高10万円を控除できます。

○ 青色事業専従者給与の必要経費算入

生計を同じくする親族が、事業に専ら従事している場合、支払った給与を必要経費に算入できます。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除できます。

また、損失額の繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

※詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

お問い合わせは……**田野畑村産業振興課 TEL 0194-34-2111 (内線 75)**

□複式簿記によって青色申告を実施しようとする場合の申請書記載例

税務署受付印		1 0 9 0
 税務署長 _____ _____年____月____日提出	<h2 style="margin: 0;">所得税の青色申告承認申請書</h2>	
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。） (〒 -) (TEL - -)	
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)	
フリガナ 氏名	フリガナ 屋号	生年月日 ○大正 年 月 日生 ○昭和 年 月 日生 ○平成 年 月 日生
職 業	農業	

平成 29 年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

- 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）
 名称 _____ 所在地 _____
 名称 _____ 所在地 _____
- 所得の種類（該当する事項を選択してください。）
 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得
- いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
 (1) 有（ 取消し・ 取りやめ） _____年____月____日 (2) 無
- 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____年____月____日
- 相続による事業承継の有無
 (1) 有 相続開始年月日 _____年____月____日 被相続人の氏名 _____ (2) 無
- その他参考事項
 (1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）
 複式簿記 ・ 簡易簿記 ・ その他（ _____ ）
 (2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）
 現金出納帳 ・ 売掛帳 ・ 買掛帳 ・ 経費帳 ・ 固定資産台帳 ・ 預金出納帳 ・ 手形記入帳
 債権債務記入帳 ・ 総勘定元帳 ・ 仕訳帳 ・ 入金伝票 ・ 出金伝票 ・ 振替伝票 ・ 現金式簡易帳簿 ・ その他
 (3) その他 _____